魚沼民商だより

2022年
2月　21日
第2287号

〒946-0032
発行　魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話025（792）3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

重税反対全国統一行動
小千谷魚沼集会

日時　3月　10日（木）
　　13時00分
会場　小千谷サンプラザ

飲食店の営業時短協力金【受付開始】されました

この度、国による県全域に「まん延防止等重点措置」が適用され、1月21日～2月13日（第1期分・1日当たり約3万円）の間、営業時間の短縮にご協力いただいた飲食店に対して協力金が支給されます。

行政区によっては対応が違いますので注意致しましょう。

魚沼市（商工課）
申請期限　3月15日（火）

小千谷市（商工振興課）
申請期限　4月22日（金）

南魚沼市（商工観光課）
申請期限　4月15日（金）

湯沢町（観光商工課）
申請期限　4月　8日（金）

2月14日～3月6日（第2期分）の延長分については、3月7日以降の申請となります。

申請書等のご相談は民商へ

確定申告・コロナの影響でとても深刻です。このまま消費税インボイス制度が導入されると大変なことになります

私たち民商の確定申告作成点検会の集まりも早いもので、とうとう折返し地点に入りました。

この時期、仲間が集まればワイワイガヤガヤとお互いが近況を出し合い、笑い声で話しが弾み、仲間の支えと自らの力で自主計算・自主申告活動を貫いてきました。今回このコロナ禍3年目を迎え、地域の様相が非常に変わってきていることを集まりのなかで実感しています。

とくにサービス業は人と人との睦み合いを大切にする商売は生業そのものが破壊されていることです。またロ々に「人口減・高齢化」を強調され、地域経済が冷え切っており先行き不安な話しが渦巻いています。

こうしたなか、消費税インボイス問題を切り口に、商工新聞（1月31日付の一面）「消費税廃止で経済成長する国に、格差拡大税制許せない」の訴えはとても新鮮であり、政治に目を向けることの大切さ、そして勇気を与えるものとなっています。

商工新聞を活用し、集まりの場で「消費税のカラクリ」を大いに語り合いましょう。

石打会場、今年の「確定申告の変更と注意点」を説明している中澤会長

中手原班会の様子

民商・全商連、中小企業庁に要望書を提出する

2月4日、私たち民商の代表が中小企業庁へ、「事業復活支援金」の『季節性収入特例』において、対象となるすべての事業

者が申請・受給できるよう運用の改善を求める要望書を提出してきました。

魚沼地域では、スキー客を対象に売り上げの大部分を冬季に稼ぐ事業者が多いことから同要望書をあげたものです。この要望は昨年の一時支援金申請に続いて2度目となります。

事業復活支援金の「季節性収入特例」申請は、2月18日開始予定となっています。

【再掲】事業復活支援金について

1月31日から事業復活支援金の申請がはじまり、連日民商事務所に問い合わせ等がきています。よって前号に続いて再掲致します。

●一時支援金または月次支援金を既に受給された方について。

①、登録確認機関の事前確認（書類審査）は省略です。即申請者のマイページ【簡単申請】にて入力作業が行えます。

●一時支援金および月次支援金を受給していない方について。

①、登録確認機関の事前確認（書類審査）が必要です。

②、事前確認（書類審査）が済まされていないと、申請者のマイページ【基本申請】にて入力作業を行うことができません。

●一昨年から昨年にかけての「持続化給付金」申請とは違って、一時支援金および月次支援金を受給されていない方については、かなりの時間を要することになります。

●登録確認機関とは、商工会・商工会議所、みなみ魚沼JA、金融機関（※塩沢信用組合は限定していません）、税理士・行政書士となっており、すべて会員、組合員、顧問先（限定していない士業あります）でなければ対応致しません。

ぜひ私たちの民商に相談してください。民商の行政書士にて事前確認ができます。

また私たち民商では、日常的に同支援金の情報および相談等を行っています。積極的に問い合わせください。

さて申請サポート相談会は、支部主催で開催致します。

塩沢支部
日時　3月15日（火）
　　13時30分
会場　ロッヂワンダスリー

湯沢支部
日時　3月16日（水）
　　13時30分
会場　佐藤守正宅

六日町支部
日時　3月19日（土）
　　13時30分
会場　大巻開発センター

小千谷・川口支部
日時　3月20日（日）
　　10時00分
会場　サンラックおぢや

納税相談会・「換価の猶予」申請会を行います

一括では納められない税金を、分納で支払う制度があります。

それが「換価の猶予」申請です。その相談会を開きます。

事前の連絡をお願い致します。

日時　3月17日（木）
　　13時30分
会場　民商事務所

消費税導入怒りの自動車パレードを計画してます

今年4月1日で消費税が導入されて33年となります。

4月10日、私たち民商は6月参院選の大きな争点に押し上げることから、「消費税導入の怒り、消費税5％減税の実現、インボイス制度中止せよ」のアピールを自動車パレードにて小千谷魚沼地域を駆け巡ります。

会費は月内納入を宜しくお願い致します